

2019年度（令和元年度）

第1回福祉サポートまちだ事業充実具体化委員会 議事録

日時：2019年（令和元年）7月26日（金）10時～12時

場所：町田市社会福祉協議会 会議室

出席者：石渡和実委員長、福島秀郎副委員長、星野美子副委員長、北村将郎委員、熊倉千雅委員、寺田康子委員、岡根浩太郎委員、江成裕司委員、有田和子委員、柏木ルツ委員、宮澤純平委員
福祉総務課）栗原係長、八木担当係長
社会福祉協議会）叶内事務局長、星課長、小林係長、内田主事

1 委嘱状交付 任期：2019年6月1日から2021年5月31日まで

2 挨拶 町田市社会福祉協議会事務局長 叶内昌志

3 委員自己紹介、福祉総務課、事務局紹介 【資料1】

4 議題

（1）委員長、副委員長選任 【資料2】

事務局から、委員長、副委員長の選任について委員に諮ったところ、事務局一任の声あり。委員長を石渡和実委員、副委員長を福島秀郎委員と星野美子委員として提案したところ、3者了承し、他委員も承認したため、以下のとおり決定した
委員長：石渡和実委員、副委員長：福島秀郎委員、星野美子委員

（2）委員会の役割について 【資料2】

事務局から、【資料2】を基に役割について説明。

委員長がこの件について質疑等があるか委員に尋ねたが、特に意見等はなく、提案内容で了承された。

（3）委員会のスケジュールについて 【資料3】

事務局から、【資料3】を基に今後のスケジュールについて説明。

委員長がこの件について質疑等があるか委員に尋ねたが、特に意見等はなく、提案内容で了承された。

（4）福祉サポートまちだ事業充実検討委員会での検討結果の報告【資料4】

事務局から、【資料4】を基に報告をおこなった。

委員：基本的なこととして短期、中期、長期の時期についての確認をしたい。
短期は2019～2020年度末まで、中期は2021年度末まで、長期は2023年度末までという認識で良いか。

事務局：そうです。

委員：モニタリングについて、今年度は受任調整等について注力するようだが、親族への支援のあり方なども検討していかれると良い。

委員長：候補者推薦にも関わってくるころなので、今後の検討も意識しながら進められたら良い。

委員長がその他何か質疑等があるか委員に尋ねたが、特に意見等はなかったため内容の確認を終了した。

(5) 中核機関設置に向けた具体的な取り組みについて

・短期目標の進捗状況について【資料5】

事務局から、【資料5】を基に、進捗状況についての説明をおこなった。

委員：p3項目2についてだが、以前支援センターとの意見交換を行った際、支援センターが福祉サポートまちだの取り組みをあまり知らないように感じた。連携やPRなど、どのように取り組んでいるのか。

事務局：特定の支援センターや特定の支援センター職員からの相談は、頻繁に寄せられるが、支援センターによる福祉サポートまちだへの相談件数の差はかなりあると感じている。福祉サポートまちだとしては、メールでの情報提供や支援センターが主催する連絡会に参加するなどして、福祉サポートまちだの取り組みやその役割についての周知に取り組んでいる。ただ、口頭で伝えていくのには限度もあるため、マニュアルを作成しようと考えている。どの様な状況の際に、福祉サポートまちだが協力できるのかといったことや、権利擁護に関する事例なども加えながら、いつ、どこに、どの様な相談をすればいいのかが分かるようなものが作れればと考えている。

委員：地域によってニーズが違うということも有るのではないかと。属人的な差だけではないように思う。地域による課題の差について考えるためには、協議会をどのように持つかということにも関わってくることになる。市全体として協議会を持つのか、地域ごとに分けて、顔が見える関係の中で地域特有の課題をどう解決していくのかを協議していくという在り方にするのかなど、協議会の持ち方によっても変わってくる。今後協議会の在り方などもこの場で検討していけると良いのではないかと。

委員：地域による特性はある。高齢化率も異なり、ニーズの違いもある。一方で職員ごとの経験などによる属人的な差もある。マニュアルができることで、福祉サポートまちだとの繋がりができたり、協議会などで地域特有の課題解決の仕組みを一緒に作っていったらいい。アンケートなども早めにとって活かしていって欲しい。

委員：職員毎に担当件数にはムラがある。個々の案件について権利擁護の必要

性の要否によって、平均して担当分けをしているわけではないので、担当した案件により扱う件数に差は出てしまう。それでも、マニュアルがあることで、気づきを得るための取り掛かりとしていくことはできるので良いのではないか。

委員：支援センターへの事務局の取り組みをプレゼンするなどしているのか。なかなか活動が響いていないように感じる。

事務局：支援センターからの依頼があれば研修会を開くなどの対応はしているが、こちらから取り組んでいる業務をプレゼンするといった事まではできていない。

委員：この委員会で検討しようとしている、制度利用の検討会は、虐待などの困難事例などを検討事例としてイメージしてしまいがちだが、それ以外にも、困った時にすぐに相談できるような場であり、担当職員自身が経験不足で制度利用を進めるのに困難を抱えているような場合でも活用してもらえる場となることが大切。相談者が具体的な助言を得ることで、委員会や事務局の動きが見えてくることになる。

委員会で事例の検討をする際は、支援センターの職員には、検討会に参加して事例の提案をしてもらうことができるとう良い。

事務局長：社協の課題に感じている部分で、外部への発信が下手な部分がある。この委員会でも今後アドバイスを頂けるとありがたい。

委員：相談を受けるのは支援センターで受けることが多いと思う。手引きには相談対応の際のワークシートが掲載されている。このようなシートの活用も今後の検討課題として加えて欲しい。

委員：中核機関の職員だけで全てを対応していくのは無理。役割分担をして中核機関が担うべき役割をしっかりとやっていけるようにしていけたら良いと思う。

委員：今後、福祉に携わる人的資源は減っていくが、支援対象者は増えていくことが見込まれる。担い手を増やして行くことが困難になる中で、新しい議論の場を増やしていくというよりも既存の場を活用できるようにする等、負担の少ない在り方を検討する必要がある。

委員：地域ケア会議の活用なども検討していく必要がある。これ以上新しい会議を増やしていくことが無いようにしていきたい。

事務局長：市民後見人育成事業でも、地域の中で権利擁護の視点を増やしていくためにプログラムを検討し、今年度から取り組んでいる。その様なところでも考えていきたい。

委員：資料4では細かく取り組み項目等が示されているが、最終的なビジョンはどこにあるのか。どのようなことを目指しているのか。

- 委員：町田市の基本計画の策定はどの様に検討されていくのか教えて欲しい。
- 福総課：第4次の地域福祉計画に盛り込んで行く形で作っていきたいと考えている。
- 委員：現地域福祉計画には権利擁護について、触れている項目はあるのか。
- 福総課：載せているが、利用促進法を受けてということではなかったなので、次期策定の計画時に反映することになる。
- 委員：目標設定がないと予算も確保も難しいのではないかと。予算確保につなげていくには基本計画に目標を載せることが重要になってくる。目標に向けて取り組むことで、予算要求や人的配置にも繋がる。
- 委員：相談者に向けたアンケート実施に既に取り組んでいるのは良い事だと思う。親族の連絡先などを把握出来ているのであれば、今後は入り口の部分の協議をどうするかと、後見人に向けたバックアップの取り組みを考えていけたら良いと思う。
- 委員：介護保険事業計画では、成年後見制度利用そのものが掲げられているわけではないが、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを一つの基本施策としている。関係機関が連携し、本人の意思決定の尊重や適切な権利擁護に関する支援に繋がっていくことで、本人が安心して地域で暮していくことができれば良いと考えている。
- 委員：地域包括ケアはどこでもやっているが、地域福祉計画にも盛り込まれているのか。
- 委員：介護保険事業計画の上位計画に高齢者福祉計画がある。地域福祉計画は地域福祉の理念や福祉の各分野における共通的な事項が示される計画なので、考え方は共通したものといえるのではないかと。
- 福総課：行政では地域福祉計画とは別に、部長の仕事目標というのでも設定しており、目標値として、市民後見人の累計登録人数100人を目標としている。
- 委員：P10の取り組みは、今後家裁との連携をすすめていくことで、情報提供があるのではないかとと思われるし、家裁へ情報提供の依頼していくことが大切ではないかと思う。
- 事務局：本委員会への出席の案内も家裁には送付した。今後も取り組み状況を随時、報告していく予定でいる。
- ※追加報告資料として、事務局から来談者向けアンケートを配布し、実施状況の報告を行った。
- 委員：任意後見について相談する方もいると思うが、その点については何か対応しているか。地域の繋がりを持っているかどうかを把握し、今後の支援につなげることや、関係機関と情報を共有することも有ると思う。日常生活の支援がどうなっているのかを把握することで、相談者のニーズ

に沿った支援に繋がることがあるのではないかと思う。

事務局：今後検討していきたい。

委員：支援者に対しても実施していくのか。

事務局：親族等を対象として作成しており、今後状況を見ながら改善をしていきたいと考えている。

委員：福祉関係機関と繋がっているかを聞く欄があっても良い。

委員：アンケート1の問2選択肢に診断書と併せて、本人情報シートについても加えてもいいと思う。

委員：見合わせた方の見合わせた理由に制度に対するネガティブな印象が理由となっていないのかを聞いてみてはどうか。

委員：申し立てしようと思って相談に来ている人達だと思うので、ネガティブな回答はあまりないのではないか。

委員：ネガティブな印象を払拭していくことは、国として取り組むべきことでもあり、町田で実施するアンケートにそのような設問を設けても、改善に向けた具体的な対応ができるものではないのではないかと思う。

委員：見合わせた方については、費用負担（申立費用、後見人等の報酬）が理由の一つになっていないかを項目に加えてはどうか。

事務局：そのように修正したい。

(5) 中核機関設置に向けた具体的な取り組みについて

・本委員会で優先的に検討すべき事項について【資料6】

事務局から、【資料6】を基に説明をおこなった。

委員：検討の場の設置については、市長申し立ての検討会があるので、その会議体を有機的に活用することを考えて欲しい。後見人の担い手で分ける会議体ではないほうが良い。申し立ての際の候補者をどの専門職に依頼するかを考える会議から脱却しないと、検討の場は機能していかないのではないか。

委員：先進的な取り組みをしている所では、1時間の中で数十件の案件を検討している所もあり、確認だけで済むものは確認だけを、その上で、十分な議論が必要な案件については時間を掛けて検討している。そのためには、集中的な事例検討を積み重ねていかないと見えてこないところもあると思う。

委員：広い視野で全体を見渡していけるような仕組みと、分科会のような形で検討していくような機能といった、検討内容によって機能を分ける方法もあるのではないか。また、既存の委員会などで、どの様な委員会があり、何を検討しているのか、整理したものを確認しながら今後検討でき

たら良いのではないか。

委員：権利擁護の検討には、個別の事例検討と、普遍的な課題をどう解決していくべきなのか協議する場が求められる。それぞれを切り分けて行かないと、検討に時間が掛かってしまう。

委員：地域の連携ネットワークのために、今あるネットワークの活用を考えていく必要も出てくる。

委員：地域福祉権利擁護事業の利用（契約）についても、検討できるような場を作っていく必要がある。

委員：権利擁護について、同じ考え方の基で、検討できるような仕組みが大切。

委員：本人の希望をしっかりと聞き、どのような権利擁護の支援が良いのかを議論できるプロセスが大切になってくる。

（6）その他

・今後の委員会日程について

第2回8月27日（火）10：00－、第3回10月8日（火）10：00－

第4回12月4日（水）10：00－社協会議室

すべての議題についての検討が終了したため、事務局より委員各位に感謝の言葉を送り委員会を終了とした。